

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和6年度女性人材のネットワークづくり事業委託業務

### 2 目的

大分県では、管理職に占める女性の割合が13.4%と低いことから、同じ会社の中に相談できる女性が少ないという声がある。また、同業の女性同士の交流はあるが、異業種の女性の交流の場はあまり設けられていないのが現状である。

他企業や異業種の女性同士の交流の場を設けることで、日頃抱える自身の悩みや自社の課題の解決に繋げ、広い視野をもった人材の育成や組織の活性化を図ることを目的とする。

### 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年2月28日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) ワークショップの実施

##### ①対象者

県内在勤又は在住の女性

##### ②定員

30名程度

※参加者については、原則、(1)～(4)に全て参加できる者とする。

##### ③開催回数

2回以上(2回以上シリーズ×1)

##### ④開催場所

大分市での開催、またはブロック別とするなど対象者が参加しやすい場所での開催とすること。会場は受講者の利便性等を考え、最適な場所とすること。なお、会場として大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は県が会場の手配を行うので、日程等を早めに相談、調整すること。

##### ⑤内容

- ・自己の個性発見(自分らしさ)、他者の個性発見(自身を客観的に知る)ができ、女性の自信や肯定感を育むことができるものとする
- ・参加者同士の対話や交流を重視し、つながりを生み出すものとする
- ・自社の状況が把握できるとともに、他社の好事例等を知ることができるものとする

こと

## (2) 講演会の実施

### ①対象者

ワークショップの参加者30名、県内事業所の従業員等

※性別不問

### ②開催回数

1回以上

### ③開催場所

大分市での開催、またはブロック別とするなど対象者が参加しやすい場所での開催とすること。会場は受講者の利便性等を考え、最適な場所とすること。なお、会場として大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は県が会場の手配を行うので、日程等を早めに相談、調整すること。

### ④内容

- ・講師は女性活躍のロールモデルとなる女性を選定すること
- ・講演内容はワークショップで学んだことを踏まえ、自己肯定感をさらに高められるものとする

## (3) R5受講生との座談会の実施

### ①対象者

ワークショップの参加者30名（分割開催可）

### ②開催回数

1回以上

### ③開催場所

大分市での開催、またはオンライン開催とするなど対象者が参加しやすい場所及び方法での開催とすること。会場は受講者の利便性等を考え、最適な場所とすること。なお、会場として大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は県が会場の手配を行うので、日程等を早めに相談、調整すること。

### ④内容

- ・令和5年度の参加者から数名参加いただき、受講後の様子や日々の悩みをざっくばらんに対話できる機会とすること
- ・R5受講生数名＋R6受講生数名のグループに分けるなど、気軽に話ができて、つながりを深められるものとする

#### (4) 交流会の実施

##### ①対象者

ワークショップの参加者30名（分割開催可）

##### ②開催回数

1回以上

##### ③開催場所

大分市での開催、またはオンライン開催とするなど対象者が参加しやすい場所及び方法での開催とすること。会場は受講者の利便性等を考え、最適な場所とすること。

なお、会場として大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は県が会場の手配を行うので、日程等を早めに相談、調整すること。

##### ④内容

- ・継続的なコミュニティづくりや自主的な活動グループの促進を図るため、交流会を実施すること
- ・ワークショップ及び講演会後の参加者自身の状況を確認し合える内容とすること

以下、(1) (2) (3) (4) の共通事項

#### (5) 受講者の確保

案内チラシ等の作成、インターネット等を活用した周知・広報を行い、受講者の確保を行うこと。なお、必要に応じて県も協力して実施する。

#### (6) 申込受付

#### (7) 受講者の名簿管理

(8) 会場の設営・撤去（オンラインの場合は実施環境の設定）、受付、司会進行、当日までの準備運営

#### (9) 資料の作成、手配

#### (10) 受講者のアンケート実施、集計

#### (11) 本業務のターゲット等の設定

- ・本業務におけるターゲットは県内在勤又は在住の女性とする。
- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。

行動変容	<ul style="list-style-type: none"><li>・自己肯定感を向上させ、望む形での就業や社会参画をすることに前向きになる</li><li>・他者や他企業、ロールモデルを知ることにより、様々な選択肢があることを知り、望む働き方等を選択する</li></ul>
------	--

	・女性が働きやすい職場環境整備や女性管理職登用促進に対する意識を醸成する
--	--------------------------------------

(11) 目標の設定

- ・本業務の目標項目、目標値は以下のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等があれば提案すること。

(目標項目等)

目標項目	ワークショップ、講演会 参加者数	アンケートにおける参加者の満足度
目標値	各30名	「とても良かった」「良かった」90%

- ・目標達成の進捗については、事前に計画書を作成すること。作成にあたっては、進捗に遅れが生じた場合の対策も含めて記載する。
- ・目標達成の進捗については、定期的に報告すること。報告の頻度については、事業者と県とで協議の上決定する。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ・目標を達成するために行った取組についても、実績報告書での報告をすること。

(12) 実績報告書の作成

委託事業の実施内容について確認できる報告書を作成し成果物として提出すること。その他、県が必要とする書類の提出を求めた場合には、併せて作成のうえ提出すること。

(13) その他運営に関する一切

業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

(14) 著作権

本業務に基づく成果物に関する著作権及び使用权は、すべて県に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または、使用してはならない。

5 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

受託者は、個人情報の取扱いについて、十分注意し、適切に管理すること。本業務を

行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

(4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

(5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。